

令和元年第2回定例会会議録

令和元年11月11日

柏羽藤環境事業組合

令和元年柏羽藤環境事業組合議会

第 2 回 定 例 会 議 事 日 程

令和元年 11 月 11 日
午後 1 時 30 分開議

- 日程第 1 議員の異動報告について
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議長の辞職許可について
- 日程第 6 議長の選挙について
- 日程第 7 副議長の辞職許可について
- 日程第 8 副議長の選挙について
- 日程第 9 報告第 3 号 平成 3 0 年度柏羽藤環境事業組合一般会計決算の認定について
- 日程第 1 0 議案第 1 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 1 2 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 1 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

13時30分～14時49分

出席議員

1番	河井 計実 君	2番	伊藤 政一 君	3番	渡辺 真千 君
4番	竹本 真琴 君	5番	大木 留美 君	6番	田中 秀昭 君
7番	瀬川 覚 君	8番	岡本 光 君	9番	花川 雅昭 君
10番	松村 尚子 君	11番	岸野 友美子 君	12番	寺田 悦久 君
13番	畑 謙太郎 君	14番	笠原 由美子 君	15番	鶴田 将良 君

説明の為、出席した者の職氏名

管理者 北川 嗣雄 副管理者 富宅 正浩 副管理者 岡田 一樹
会計管理者 寺元 正治 事務局長 八幡 公一郎
事務局次長兼総務課長 門谷 陽介 副理事兼クリーンセンター所長 小坂 成夫

事務局出席者

端山 雅之

会議録署名議員

14番 笠原 由美子 君 15番 鶴田 将良 君

議長（寺田悦久君）

ただ今から令和元年柏羽藤環境事業組合議会第2回定例会を開会を致します。定例会の開会にあたり管理者よりご挨拶をお受けすることと致します。

北川管理者。

管理者（北川嗣雄君）

本日は今、議長の方からもご挨拶がございましたように令和元年の第2回定例会の開催を頂きました。議長はじめ議員各位におかれましては公私何かとご多忙中にも関わりませず、ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。本日の議会も含めて今後ともどうぞよろしくお願いを致します。

本定例会にお願いを致しております案件につきましては、平成30年度の歳入歳出の決算報告並びに監査委員のご同意をお願い致します案件を含めて4件の議案でございます。どうぞひとつよろしくお願いを致します。

この議会の前に私共三市の管理者会議を開催を致しました。内容につきましては当施設の今後についてであります。当施設については本年で28年目を迎えておりまして、まあ一般的にこの施設の耐用年数といえますと、多くもちましても40年までという風に言われております。それまでに建て替えをされております。私共につきましてはその建て替えも含めて、その体制も含めてこれからしっかりと三市でお互いに意見を交換をしながら、一番効率的の良いそしてまた環境に優しい、また市民にも優しい、生活をするに優しい、そういった環境で作って行こうということで一致をさせて頂きました。

さらに加えて特にこの施設の中には余熱を利用したプールがございます。これについても非常に老朽化が目立っておりまして、もうここ数年前から雨漏りがすると順次修理を致しておりますけれども、来年度大きなまあ2,000万近い予算を投じた形の中での屋根の修復もしなければなりませんので、そういったことも含めて一つ検討して参りたいという風に思っております。

その際には三市の管理者並びに担当の課長、部長も含めてですね、そうした形の中で進めて行こうという風に思っておりますので、議員各位におかれましてはどうかよろしくご承知おきを頂けたら大変ありがたいなという風に思っておりますので申し上げます。

本日の議会どうぞよろしくお願いを致します。

議長（寺田悦久君）

日程第1、議員の異動報告について、事務局長に報告をさせます。
八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。それではご報告申し上げます。お手元の資料の提出資料及び議案書1ページをお開き願います。柏原市と羽曳野市の議会役員選挙に伴いまして、本組合議会議員に異動がございましたので、ご報告申し上げます。まず柏原市の選出議員でございますが、選出年月日は令和元年9月27日でございます。新しく就任して頂きますのは田中秀昭議員、退任されましたのが山本修広議員でございます。

次に羽曳野市の選出議員でございますが、選出年月日は令和元年10月3日でございます。新しく就任して頂きましたのは竹本真琴議員、花川雅昭議員、松村尚子議員、笠原由美子議員でございます。退任をされましたのは、外園康裕議員、上藪弘治議員、黒川実議員、田仲基一議員でございます。以上でございます。

議長（寺田悦久君）

日程第2、議席の指定をおこないます。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定致します。

今回、柏原市議会並びに羽曳野市議会の役員改選により、組合議員となられた渡辺真千議員は3番、竹本真琴議員は4番、大木留美議員は5番、田中秀昭議員は6番、花川雅昭議員は9番、松村尚子議員は10番、岸野友美子議員は11番、寺田悦久議員は12番、笠原由美子議員は14番、鶴田将良議員は15番と致します。

次に日程第3、会議録署名議員の指名をおこないます。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において、14番、笠原由美子議員及び15番、鶴田将良議員を指名致します。

日程第4、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

今期定例会の会期は、本日1日間と致したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（寺田悦久君）

ご異議なしと認めます。

よって今期定例会は、本日1日間と決定を致しました。議事進行の都合上副議長の畑謙太郎議員と交代を致します。

副議長（畑謙太郎君）

それでは議事進行の都合上、交代致しまして、議事を進めさせていただきます。

日程第5、議長の辞職許可を議題と致します。

寺田悦久議員の除斥を求めます。

(除 斥)

副議長（畑謙太郎君）

議長、寺田悦久議員から議長の辞職願いが提出されております。

よって議長辞職の件を議題と致します。まず、その辞職願いを事務局に朗読させます。

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。それでは読み上げさせていただきます。辞職願、私儀今般一身上の都合により柏羽藤環境事業組合議会議長の職を辞したいので、議会の許可が得られま

すようお取り計らい願います。令和元年10月24日柏羽藤環境事業組合議会副議長様。柏羽藤環境事業組合議会議長、寺田悦久。以上でございます。

副議長（畑謙太郎君）

お諮り致します。

寺田悦久議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

副議長（畑謙太郎君）

ご異議なしと認めます。

よって寺田悦久議員の議長の辞職を許可することに決しました。

寺田悦久議員の除斥を解きます。

ただ今から議長を辞職されました寺田悦久議員から皆様へお礼のご挨拶がございます。

寺田悦久議員どうぞ。

寺田悦久君

はい。皆様どうも貴重な時間を頂戴を申し上げ、柏羽藤環境事業組合議会議長職の退任にあたりまして、一言皆様方にご挨拶を申し上げたいという風に思います。1年早いもので私自身、身の引き締まる思いとして取り組んで参りました。議員の皆様方、また北川管理者、富宅副管理者、岡田副管理者、また理事者職員の皆様方のご協力のおかげをもちまして大過無く、この任務を果たすことが出来ました。今後ともよろしくお願い申し上げまして、非常に簡単措辞ではございますが、退任の挨拶と皆様方にお礼と代えさせて頂きたいと思えます。ありがとうございました。

副議長（畑謙太郎君）

たいへん御苦勞様でございました。お疲れさまです。
それでは日程第6、議長の選挙をおこないます。
暫時休憩と致します。

（休 憩）

副議長（畑謙太郎君）

休憩前に引き続き会議を再開致します。
日程第6、議長の選挙をおこないます。
お諮り致します。
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名
推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

副議長（畑謙太郎君）

ご異議なしと認めます。
よって選挙の方法は指名推選によるものと決しました。
お諮り致します。
指名の方法につきましては、副議長から指名をさせて頂きたいと思いますが
これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

副議長（畑謙太郎君）

ご異議なしと認めます。

よって副議長において指名することに決しました。議長に私、畑謙太郎を指名致します。

お諮り致します。

ただ今、副議長において指名致しました畑謙太郎を議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

副議長（畑謙太郎君）

ご異議なしと認めます。

よってただ今指名致しました畑謙太郎が議長に当選致しました。

議長（畑謙太郎君）

ということでご挨拶をさせていただきます。全部自分でしないといけませんので、皆さんこんにちは、ただ今議長にご推挙頂きました畑謙太郎でございます。まあ副議長から引き続き議長ということで、私も一番この中では古い方ございまして環境事業組合、まあ先程ね管理者からもお話がございましたように、なかなかこれから維持するのが大変だという話も聞いております。それは前から分かっていたことでございますけれどもね、やはりしっかりとですね先を見据えた環境事業組合、この組合の運営をしていかなければいけないという風に思っております。これも皆様方のお知恵をしっかりと拝借致しまして、そして理事者の方々のご相談申し上げて、やはり市民の安心と言いますか環境事業が安定して行えるよう、しっかりとこの事業組合の運営に取り組んでいきたいという風に思っておりますので、どうか皆様方、今後共よろしくお願い致します。簡単措辞ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは議事を進めさせていただきます。

日程第7、副議長の辞職許可の件は、先に決定した議長の選挙と同一事件と認め、議事日程から削除することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(畑謙太郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、日程から削除することに決しました。

日程第8、副議長の選挙をおこないます。

暫時休憩と致します。

(休 憩)

議長(畑謙太郎君)

よろしいですか、はい。休憩前に引き続き会議を再開致します。

日程第8、副議長の選挙をおこないます。

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(畑謙太郎君)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によるものと決しました。

お諮り致します。

指名の方法につきましては、議長から指名をさせて頂きたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(畑謙太郎君)

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。副議長に松村尚子議員を指名致します。

お諮り致します。

ただ今、議長において指名致しました松村尚子議員を副議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(畑謙太郎君)

ご異議なしと認めます。

よってただ今指名致しました松村尚子議員が副議長に当選されました。ただ今松村尚子副議長より就任のご挨拶を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

副議長(松村尚子君)

どうも皆様改めましてこんにちは、ただ今拝命致しまして副議長職ということで、私16年間議員を務めて参りましたけれども、環境事業組合は初めてと

いう立場でありますけれども皆様からご指導頂きながら、取り組んで参りたいと思っております。

今、地球温暖化の問題であったり、又CO2の削減そして又様々なごみの分別など、様々な課題がある中で各それぞれの地域の皆様方と意見を交わしながら進めて参りたいと思っておりますので、どうぞ今後共よろしくお願い致します。ありがとうございました。

議長（畑謙太郎君）

はい。ありがとうございました。

続きまして日程第9、報告第3号、平成30年度柏羽藤環境事業組合一般会計決算の認定についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。

寺元会計管理者。

会計管理者（寺元正治君）

はい。それでは、ただ今上程頂きました、報告第3号、平成30年度柏羽藤環境事業組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、ご提案致します。

本件は、地方自治法第292条により準用される、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。令和元年11月11日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、北川嗣雄。

まず初めに、決算書の冊子の29ページをお開きください。実質収支に関する調書により、平成30年度一般会計の決算状況をご説明申し上げます。

歳入総額は、26億8,688万6,000円でございます。これは、前年度と比較致しますと、3億1,629万円の減少でありまして、率に致しますと、約10.5パーセントのマイナスとなっております。

次に歳出総額は、26億1,406万4,000円でございます。これは、前年度と比較致しますと、3億1,756万6,000円の減少でありまして、率に致しますと、約10.8パーセントのマイナスとなっております。

このことから、歳入歳出差引残額は、7,282万2,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も、同額の7,282万2,000円の黒字決算となったところでございます。

続きまして、同じく決算書の冊子の4ページ、5ページをお開きください。一般会計歳入歳出決算書、歳入決算でございます。予算科目の款のみに絞りまして説明させていただきます。款1分担金及び負担金の収入済額は、20億5,703万9,000円。款2使用料及び手数料は、2億5,186万8,191円。款3財産収入は、1,998円。款4繰入金は、4,000万円。款5繰越金は、7,154万6,483円。款6諸収入は、4,503万539円。款7組合債は、2億2,140万円でございます。歳入合計と致しまして、予算現額が26億7,023万3,000円に対しまして、収入済額が26億8,688万6,211円となっております。

続きまして、次のページ、6ページ、7ページをお開きください。一般会計歳入歳出決算書、歳出決算でございます。

歳出決算につきましても、予算科目の款のみに絞りまして説明させていただきます。款1議会費の支出済額は、239万9,565円。款2総務費は、1億9,806万9,528円。款3衛生費は、20億7,891万4,468円。款4公債費は、2億6,930万8,458円。款5諸支出金は、6,537万1,998円。款6予備費は、0円でございます。歳出合計と致しまして、予算現額が26億7,023万3,000円に対しまして、支出済額が26億1,406万4,017円となっております。歳入歳出差引残額は、7,282万2,194円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、翌年度繰越額も、同額の7,282万2,194円となっております。

以上、平成30年度一般会計の決算の概要でございます。事項別明細書及び関係調書、並びに監査意見書を添付致しておりますので、ご参照の上、認定賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（畑謙太郎君）

はい。説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

渡辺議員。

渡辺真千君

羽曳野市の渡辺でございます。一般会計の決算について3点質問させていただきます。決算審査意見書の一般会計の6、7ページなんですけれども、歳出の公

債費についてですが30年度はこの2年間に比べて大きく減額となっているのですが、その理由についてお聞きしたいと思います。

あと2点目です。決算説明書の12ページなんですけれど、大阪湾のフェニックス事業の建設負担金及びフェニックスの埋立処分場の搬入量の推移がありますが、この処分単価についてです。まあこの間何回かに分けて単価が上がっていきっていますが、この上がっている理由と今後の見通しについてお聞きしたいと思います。

次に決算書の23ページになるんですが、この一番下の方にあります。また決算説明書の最後のページにもありますけれど、林道の整備事業についてです。30年度の事業負担金というのは、まあ用地鑑定ということで、111万8,880円ということなんですけれど、この事業の計画についての進捗と今後の見通しについて、この3点お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（畑謙太郎君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

まず1点目公債費の地方債ですね、地方債に掛かる経費の減額の理由でございしますが、これはあの先の平成29年度におきまして7件の地方債が償還終了したものでございます。

これにはし尿処理場の改良工事と最終処分場の建設などに掛かります地方債、借入額が比較的高額な借入が含まれておりましたのでその償還終了に伴い、公債費支出が大きく減額となったものでございます。し尿処理施設の改良につきましては、借入額が5億1,900万円、最終処分場に関わりますものが何件かに分かれておりますが、総額で20億程の借入額でございましたもので、その償還終了を終わりました為、公債費の地方債の償還金額が大きく減額となったものでございます。

次にフェニックスの処分単価でございしますが、まあここを見て頂きますと処分単価がずっと上がってきておりましてですね、30年度においては1万908円、1トンあたりの処分料として掛かっておりますが、これが令和元年の10月から消費税率の変更に伴いまして、今現在は1万1,110円でございます。1トンあたりが。そしてなぜこういう風に上がってきているのかというこ

とでございますけれども、そもそもフェニックスの処理料といいますのが建設費、フェニックスの処分場を建設する費用、それとそれを運営していくのに必要な費用、ランニングコストですね、これを合計致しましてそして埋立が終了した後の土地を売却するとして、その売却益を差し引いて残りの部分をフェニックスに参加する団体で1トンあたりいくらということで算出されているものでございます。

ところがこれがですね、平成17年廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これが改正されて埋立後の土地の利用に大きな制限が発生することになりました。具体的には掘削することがかなわずにですね表面的な利用に限られてくるというようなことでございます。そういったことから終了後に見込んでおりました土地の売却益というのが当初程見込めなくなったということで、フェニックスさんの方からそのことで処分単価を上げていきますよという案内がありました。急激に上げることが難しいということで、3段階に分けて価格設定を見直すということで、まあ見て頂きましたらこの5,000円台、7,000円台、9,000円台ということで段階を追って上がってきているというのが見て頂いたら分かると思いますけれども、そして今回は消費税の税率変更による消費税分の変更もございましたけれども、これ以降ですね今後の料金設定については、現段階では臨海センターさんの方からは何らご案内ございませんので、今暫くは今申し上げました今年度の処分単価で引き続き処分料が設定されているものという風に考えております。

それと最後に林道の件ですね、こちらすいません林道と申し上げましたけれども正しくは信貴太平寺線整備事業でございます。着手時にこれは私共の方でなかなか直接の工事というものがかないませんもので、地元である柏原市さんをお願いをして私共の方から負担金をお支払いさせて頂く形で工事が進んでおります。

着手時に柏原市さんの方から説明を受けておりましたのは、事業期間は進み方具合にもよりますが、およそ5年から7年を見込んでいますと、事業費はおよそ3億5,500万程度になるということで説明を受けております。現時点ですね、今この時点では令和6年度位が最終年度になるという見込み、予定で進めて頂いております。現在は土地の確保も済みまして、次年度から実際の工事に取りかかるという所でございます。以上でございます。

議長（畑謙太郎君）

はい。答弁は終わりました。

再質問ですか、もうよろしいですか。

渡辺真千君

もうよろしいです。

議長（畑謙太郎君）

他に質疑はございませんか。

はい。笠原議員。

笠原由美子君

それでは久しぶりに組合議会に戻って参りまして、あまり予算とか決算の方をじっくり読み込めてないので大変申し訳ないのですけれども、以前より懸念していましたがありましたので、今日は質問させていただきます。決算の審査意見書の27ページですね、職員数の推移という所からそれに見合ったことを中心に質問させていただきます。

今年度、令和元年には採用職員を新しく5名増やして頂きまして、大変今まで職員数に関しては色々な意見も議会でも出ていた中で、大変大きな前進だという風に思っております。但し増減額を見た所は令和元年度で5名職員を採用して頂いて増えたのは1人であるという現状であります。平成18年に職員数が100人いた中で現在52名ということですから、約2分の1に14年間かけて徐々に減ってきていると、これはまあ色々な何もこの柏羽藤だけに限らず各議会において、自治体においてもこういう現象が起こっていることはよく存じていますので、特にここを問う訳ではありません。

私が今日この人数が増えていますねという点において一つお聞きしたいのは搬入券についてであります。この搬入券については市民が一般のごみではなく、柏羽藤に直接持ってくるそういうごみとして搬入券という券を持ってこの柏羽藤環境事業組合に来る訳ですけれども、現在の各市の特にこの三市の搬入券を利用した市民のごみの排出状況、持って来る焼却状況等についてお聞かせ頂きたいと思えます。

次に今議会というか今までもこの内容について、搬入券については色々な質

疑がありました。議事録も確認させて頂きました。その都度検討し、そして新たな方法をしっかり見ていきたいというお答えが何度も出ていました。そのことに対して今までどれ程の検討をしたのか、詳しくお聞かせ頂きたいと思えます。

次に先般この質問に対して羽曳野市の選出議員の方から質問があった際に局長の方から、新しく3名程必要であるというお話がございました。極端に今回5名増えたので3名クリアしているから出来るのではないかという、そういう単純な事を申し上げるつもりはありませんが、一応答弁においては数字というのはとても大事です。これ一回発言するとずっと尾を引きますので、3名と言われた以上今回5名新しく採用人数が増えた訳ですから、いよいよ搬入券について検討をより一層深めて頂けているものだという風に私自身は解釈して今日参りましたので、その点についてどうなのかということをお聞きしたいと、まず1点目です。以上です。

議長（畑謙太郎君）

はい。八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。まず市民の方から直接搬入された場合のごみの処理についてでございますが、これにつきましてはもちろん市民の方は直接お持ち込み頂くことが出来ます。その際には来られた時にお持ち込みになられたごみの重量を計らせて頂いて、その重量に応じた焼却手数料を頂戴する形で処理させて頂いております。処理につきましてはピットごとに可燃ピット、不燃ピットございますので持ち込まれたものをそれぞれの所に下ろして頂くという形でお受けさせて頂いております。

その搬入券を直接こちらでという話につきましては、どういった検討をしているのかという所でございますが、やはり搬入券をお持ちで直接やっぱりこちらの方へ市民の方が搬入される訳ですから、プラットホームに下ろして頂くということになるんですけれども、プラットホームという所は本来ごみを下ろす所ではあるのですが、非常に混雑したり中にはうちに限らずですね、ピットに転落されるような事故があったり、もしくはごみを下ろされる時に怪我をすることというようなことも結構ございます。そういったこともありますので、やはりこ

れを私共の方で受けさせて頂くということになりましたら、事前にやっぱり広い場所で例えば駐車場とかですね、一角に全部きちっと場所を設けまして、そこで事前にきちっと荷物を見せて頂いてですね、プラットホームがそういった車の混雑状態がないとか、そういった所を確認して随時1台ずつ上がって頂くと、そうしなければ市民の方が直接いくらこちらへ搬入出来るようになって、利便性が上がったということになって持ち込みが増えた所で、そこで危ない危険なことがあったり怪我をされたりということになればですね、市民の方の利便性が上がるどころかかえってご迷惑をお掛けすることになりますので、そういったことが無いようにということで、私共としてはもしやらせて頂くのだとすれば駐車場の一角でこういうスペースを設けて、そこに担当者を何名か張り付けて、まあ具体的には3名は必要だと私は考えておりますけれども、張り付けてその上で内容物を見て市民の方にもご納得頂いた上で、これは上で下ろせますよ、これは駄目ですよというようなお話を事前にさせて頂いた上でプラットホームに上がって頂いて、プラットホームの滞留時間と言いますかね、そういったものを出来るだけスムーズにさせて頂くことが結局の所、市民の安全そして利便性を上げることだという風に考えておりまして、そういった計画です。ここでごみを捨てて頂いて、ここでそういう書類を書いて頂いて、そしてこういう動線を通して頂いてっていう所の仕組みと言いますかね、そういう所まで考えて当然三市のご担当の課の方にはお示しをさせて頂いております。

結局の所まだ踏み切れてないのが、やっぱり市民の方にスムーズにということ、三市のバラバラに今やっていたことを一カ所に集中しますのでね、スムーズにということ、3名はそこに専任させたいと考えていると、その人員の捻出ということになるんですけれども、先程のご質問の中にありました今回5名採用したのだから言っていた3人という所を超えているという所のご指摘だと思うんですが、今回採用の5名、これは全くの偶然ではあるのですけれども全て当組合に嘱託員として従事して頂いていた方ばかりでございます。ですのでこの採用で正職員5名増やして頂いて非常にありがたいことではございませんけれども、従事する職員数の総数が増えたということでは全くございませんので、逆に今年度ですね年度当初から現在に至りますまでに、まあ新しく就職が決まったとかもしくは体調不良の方とか、そういったことで3名の嘱託員さんが中途退職をされております。

それとすいませんもう少し詳しく申し上げますと、先程こちらの意見書ですね、意見書の27ページにまあこれは3年程前からこの話はずっと三市のご担当の方と詰めさせて頂いておるのですが、28年度当時は職員数は59、それと再任用さんが11、そして嘱託員さんが25ということでまあ数字ばかり申し上げて申し訳ないんですけれども、この時点で95名、今現在が令和元年で

職員が52、再任用さん16、それで嘱託員が20で88ということで総従事者としては、実は7名減ということになってございます。何とかお受けする方法はないのかなということで、三市さんとの話し合いの中でですね、例えば搬入券の業務について構成市からそれぞれ例えば1名応援頂けませんかというような相談も三市の方にはさせて頂いたこともあるんですけども、その時には良いお返事を頂けなかったものですから、やはりこれは当組合での業務になる以上は当組合で何とか人員を確保しなければという風に考えております。これが大体年間1万件近く搬入がございまして、これを市民にご迷惑をお掛けすることなくこなしていく為には、やっぱり何度も申し上げますように最低3人はそれに従事させたいと、安全の為にとということで考えておりますので、人員の確保につきましては今後も管理者にお願いをして参りたいと考えております。以上でございます。

議長（畑謙太郎君）

笠原議員。

笠原由美子君

再質問します。すいません、お答え頂きました搬入の状況等については広い場所に荷物を全て確保してから、確認してからそしてまたというお話を聞きましたので、それに対して3名必要だと、そして各市の状況というのをお聞きした際には最後に答弁が出ました。1万件位搬入があるということで、これは各市民さんは行政が動いていない月曜日から金曜日までに各自治体で確認をとった後、土曜、日曜、祭日等にもこちらはボイラが動いていますので、搬入をしているということで確認して良いんですかね、1万件の、それは再質問での答弁をお願いします。

それと今お聞きをしましたけれども、ただもっと努力が必要かなという風には思います。職員が少ないという中であって私が次にお伺いをしたいことは、この搬入券をこちらでお願いしたいというのは、各自治体で職員がどうこうとか、やれ職員が少ないからとか、各自治体で人を呼んだけれども誰も来てくれそうになかったと、そういうことはこれは自治体側の努力であります。私が特に思いますことは例えばこの地域は円明町です。柏原の円明町の人は一度市役所へ行ってそれからここへ参ります。また羽曳野で行くと大黒とか駒ヶ谷と

いう東部地域は一度ここを目にしながらかも、役所の方へ行ってそれからまたUターンして戻ってこなくてはならない、こういう広い地域で三市でやっているのだからこれが一市一施設であれば、そういう不満も出てこないかも知れませんがけれども広域でやっている以上、やはりどれだけ市民の要望に応えるかということが大事かという風に思います。市民サービスという言葉がよく流れていますけれども、私はこれは市民サービスであるとは思っていません。市民サービスというものは、現在あるものに対してより良くしてあげるには、どうしてあげれば喜んで下さるのかなと、これを考えるのがサービスでありますから、サービスは皆さんがお勤めになっている朝9時から5時とかそういう決まった時間内プラスアルファの話です。

次にお伺いしたいのは市民要望ということに対して、行政として自治体としてこういう広域なものを預かる者として、市民の要望に対してどう応えていくのかということです。市民から出てくる要望の中には少々厄介なものもあるかも知れませんが、これ程長い時間を借りて使って、そしてこれ程多くの意見が出てきている以上、このことに決して今回増えたけれども結果的には囑託の人が上がってきて、囑託が減ったからどうにもなりません、やっぱり人数が足りないんですという姿勢だけで決して良いとは思いません。

私は反対に今大阪府下の中で先般ちょっとお尋ねをした時にというか勉強させて頂いた時に、委託をかけていないこういう環境組合というのは、大阪府下で今2カ所だけです。その一つがこの柏羽藤は委託をかけていません。また東大阪市がかけていません。その二市以外、いわゆるここは三市ですから四市以外はほとんどが全て委託をかけて、今環境事業組合というかこの環境行政を動かしています。何もここを委託にして下さいということを、今回発言する気もありませんし、そういう考えも現在持ち合わせてはいませんが、何らかの形で工夫するということに悩むのはこの環境事業組合を預かっている側として当たり前だと思います。余りにも時間を掛けすぎてこの答えをだらだら引っ張りすぎです。ですからまず5名正職が増えた上で、次は囑託の人をどう入れられるかというご苦勞はあるかと思いますが、この市民要望に対してお応えをするという意識はどれ程強く局長はお持ちなのかをお聞きしたいと思います。以上です。

議長（畑謙太郎君）

はい。八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

まず検収の話から、その実際に搬入はということですが、これは料金の授受がでございますので、現在は平日の日中ということに限らせて頂いております。三市さんとの話を何度となく話し合いをさせて頂いている中で、非常に時間が掛かっておりますことは、非常に申し訳なく思っております。

ご指摘の通りやはり地域によってはこの焼却場より市役所の方が遠いという方もいらっしゃるようで、それが例えば今おっしゃった様に駒ヶ谷地区の方しかり円明、旭ヶ丘地区の方しかりということでございます。そういった市民からのご要望、苦情等頂いておりますことは重々承知致しております。ですのでこの搬入券を直接こちらで手続きをとということについては、当然環境事業組合として反対をしている訳ではございません。状況が叶えばすぐにでもというつもりではございます。ただ人員の話ばかりしてそれは駄目だということで、今お叱りも受けていた訳でございますが、実際問題この間ですね法律の改正によりまして、例えば水銀廃棄物とか別に処理しなければいけない様になったりだとか、そういうことは先生方もご存じかとは思いますが、今いる人員の中で、また減っていつている人員の中で、何とかそれをこなしているという状況でございます。

ですので、そのへんのことも三市のご担当者様に重々説明をさせて頂いてですね、もう少しうちの人員が回復するまで、3名ですね、少なくとも3名をそこに専従させる為にうちの方で捻出できるまで、お待ち頂けませんかということで、お願いをしておる所でございますが、時間が掛かっておりますことについては、本当に申し訳なく思っております。以上でございます。

議長（畑謙太郎君）

笠原議員。

笠原由美子君

ありがとうございました。答弁をお聞きしました。今議会スタートしました、新しくメンバーも代わって何とかしてこの間にお答えを出して下さい。私自身思いますことは平日の日中に1万件近くの人をお受け頂くということです。考えれば市民の人はその為に休みをとって、またあっち行ってこっち行って、こ

っち行ってあっち行ってということをしているということから考えると、市民の利便性に何と応えるかということをお考え頂いた時に、例えば平日じゃなく土日になんかそういうことを集中してやるとか、週のうちに毎日ではなく曜日を選んでこの日が一般搬入の日ですとかそういう工夫も出来ると思いますし、ありとあらゆる工夫を考案して頂きながら、このことを進めて頂きますことを強く要望して質問を終わります。ありがとうございました。

議長（畑謙太郎君）

他に質疑はございませんか。

瀬川議員。

瀬川覚君

はい。質問致します。今もお話があったんですが、決算審査意見書の27ページですね、職員数の推移に関わってお尋ね致します。令和元年度は採用者数は5名ということで、これは近年しっかりとね採用して頂いたということでは感謝申し上げたいと思います。それでただ実際、今もお話がありましたように10年前の平成21年から比べますと、その時分は大体100名を超えていた訳ですね、それがですね平成23年から96名、次年度94名、90名と減ってまた94名、95名、95名と28年度は95名で29年度は93名という形でできています。まあそんな中で30年度になると88名となって、令和元年度はそのまま88名なんですが、お聞きしている所によりますとこれは6月時点でのことですが、その後のことを考えると実は86名になっているということもお聞きしております。

それで質問なんですが、まあ今回ね5名採用して頂いたというのは非常にありがたいんですけどもね、令和2年、令和3年の予定を見ますとね、またこれ職員数が減ってくるようになっております。単純に令和元年度の嘱託職員が20名なんですが、これが18名なんです実際、それで見ますと令和2年度にどうなるかという85名ですかね、令和3年度には84名になるということなんです。ですから職員の問題というのは非常に大きな構造的な課題だと思います。まあ財政の問題とか色々な問題ありますが、やはり災害に対応するにしても日々の事業に対応するにしても、ここにやっぱり焦点を置いてね、腹をくくってしっかりと必要な人員は確保するというのを是非管理者にはして頂

きたいという風に思っております。その点での今後の考え方についてお尋ねしたいと思います。

議長（畑謙太郎君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。今決算審査意見書の27ページのこの職員数の推移の表についてですね、令和2年度、3年度採用者数0ではないかということのご質問ご指摘だと思いますが、これは今現在におきまして未定でありますので、0と表記させて頂いている訳でございます、2年度になっても3年度になっても一切採らない、採用試験をやらないということの0ではございません。やはりこれだけの規模の工場でございますので、やっぱり運転して行くには人数が必要でございますので、このへんの推移につきましては今後も管理者にご相談申し上げていきたいという風には考えております。

ただ嘱託員数につきましては以後未定ということになっておりますけれどもこれは今日この後上程させて頂きます会計年度任用職員ということで、嘱託員の制度も変わりますのでね、実際正直申し上げまして嘱託員さんを募集させて頂いても、なかなかやはりこういった工場ですので作業がきついのではないかとということで敬遠されがちではございますけれども、やはり嘱託員ではなしに会計年度任用職員ということになれば、そういった所もまた違う感覚で受け止めて頂いて、例えば募集させて頂いた時のご応募も増えたら良いなと、まあちょっと希望的な観測で申し訳ございませんが、そういったことも期待する所もございますので、この後ご審議頂きます会計年度任用職員の条例改正につきましても、又その時に説明はさせて頂きますけれども、ご審議ご決定よろしくお願い致します。重ねてのことになりますけれども、ここの0、2年度、3年度の0というのは未定であるので、この段階で数字を入れさせて頂く訳にいかないということで、まあ0表示になっているだけということでございますので、その点どうぞよろしくお願いを致します。

議長（畑謙太郎君）

瀬川議員。

瀬川覚君

はい。もちろん0と書いてあるのは、この時点で0と書いてある訳で採用についての考え方がね0にするつもりだと思って聞いている訳ではないのですがただこの間を見てもね、やっぱりかなり4年、5年空いて4、5人、5、6人とかね21年に6人、24年に3人、29年に2人、令和元年に5人というちょっと空いてるんですよね、その間にやはり変動もありますので、そういうことも考えてまた令和元年度には5名採用して頂いたんですけども、総数としては88人から88人と同じで変わらなかったということですね、実際には2名減っているという状況ですのでね、是非このあたりのことをしっかり見据えて頂いて、毎年計画的な採用をしっかりと行ってこの環境事業組合の事業をね、しっかりと市民に対して責任を持って行えるような体制を整えて頂くということを強く要望したいと思います。

もう1件はそれに関わってですが、やはり直接搬入のね条件もそれに伴って是非整えて頂きたいということを強く要望致しまして、私の質問を終わらせて頂きます。

議長（畑謙太郎君）

はい。他に質疑はございませんか。

岸野議員。

岸野友美子君

突然のことなものですから質問ではなくて要望なんですけれども、先程の説明で職員さんの話で以前にも質問させて頂きましたけれども、やっぱりその熟練が大事であると、だから常駐の方を希望するけど、今会計年度の後で説明があるとおっしゃっていましたがけれども、会計年度のあれは1年ずつの更新になりますよね、嘱託とはまた別物であるというような感じをもっているんですけども、やっぱり常駐の職員さん、長年の技術を持った職員さんが大事である

ということを以前にも言わせて頂いておりますので、今のあちらさんの要望と同じく重ねて出来たらその常駐の方々、仕事をしている方に重点を置いて頂けるように要望させていただきます。

議長（畑謙太郎君）

はい。ありがとうございます。

他に質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

お諮り致します。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（畑謙太郎君）

ご異議なしと認めます。

よって報告第3号、平成30年度柏羽藤環境事業組合一般会計決算は原案どおり認定することに決しました。

続きまして日程第10、議案第11号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ついてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長兼総務課長。

事務局次長兼総務課長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程頂きました議案第11号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。議案第11号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。令和元年11月11日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、北川嗣雄。

条例の改正理由と致しまして、働き方改革関連法を踏まえ、長時間労働を是正することにより、職員の健康保持やワークライフバランスの推進を図ることを目的に、超過勤務時間に関する必要事項を規則で定めることができる旨条例改正を行うものでございます。なお、規則で定める内容と致しまして、超過勤務命令の上限を1ヶ月で45時間以下、1年で360時間以下とし、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員については、1ヶ月で100時間未満、2から6ヶ月それぞれの平均で80時間以下、1年で720時間以下とすることや、超過勤務縮減に向けた対策の実施により改正するものでございます。

以上で、議案第11号の説明を終わらせて頂きます。9ページに新旧対照表を添付してございます。ご参照の上、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（畑謙太郎君）

はい。説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

瀬川議員。

瀬川覚君

はい。ご質問致します。この内容そのものについては、今ご説明頂いたように職員の安全、健康を守る為のものだと認識しております。実際に今の状態です、こういう流れだと思っておりますが、実際の職場の環境がそれに伴っていないのにも関わらず、そういうことをすることによって逆に職員に対して大きな影響を与えてしまうと、悪い影響を与えてしまうということがあるのか無いのかということを見たいが為ですが、現在の状況で超過勤務というのはどういう風な状況になっているのですか。

議長（畑謙太郎君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。今現在もちろん私共の職員に超過勤務が必要となる場合がございます。もちろんその係間での多い係、少ない係がございます。ただ一番多い担当で今現在、大体年間170時間程度と、月平均にすると単純な割り算ですとおよそ14時間から15時間と、多い担当者でということでございます。そんな程度でございますので、先程申し上げました月45時間以下、年間で360時間以下という所から考えますと、この規定をすることによって従来その勤務時間の中で無理矢理仕事を押し込んでというような形ではなくですね、あくまでやっぱり国の働き方改革とかそういった考え方の基に、これを超えないようにしようということに定めを頂くものでございますので、今申し上げました1月平均すると14時間ないし15時間位ということでございますが、もちろん例えば祝日の多さとか、そういうことによって月ごとに大きく変動がございます。ただ今までで一番多い月、例えばここ1カ年での実際の一番多かった方でも大体40時間前後ですので、最も悪い条件、厳しい条件が重なった時でもこの45時間というのには今現在到達しておりませんので、この規定が可決頂くことで職員の勤務形態を無理矢理変更したりというような影響は無いものと考えております。以上でございます。

議長（畑謙太郎君）

よろしいですか。

瀬川覚君

はい。

議長（畑謙太郎君）

他に質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

お諮り致します。

本案は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(畑謙太郎君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第11号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、原案どおり可決することに決しました。

次に日程第11、議案第12号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長兼総務課長。

事務局次長兼総務課長(門谷陽介君)

はい。それでは、ただ今上程頂きました議案第12号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開き願います。議案第12号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。令和元年11月11日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、北川嗣雄。

条例の制定理由と致しまして、平成29年5月に公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、特別職の非常勤職員の任用の厳格化及び一般職の非常勤職員の任用根拠の明確化が図られ、令和2年4月から新たに会計年度任用職員制度が創設されます。

また、会計年度任用職員に対して期末手当の支給が可能となりました。本制度により、現行の嘱託員は一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に移行するため、会計年度任用職員の給与や費用弁償について定める必要があることから、新たに条例を制定するもので、1週間あたりの勤務時間が常勤職員と同一であるフルタイム会計年度任用職員と短時間勤務のパートタイム会計年度任用職員に区分して定めております。

議案書の11ページをお開き願います。内容についてでございますが、第1条で、この条例の目的を定め、第2条でフルタイムには給料、地域手当、通勤

手当、時間外勤務手当などを、パートタイムには、報酬及び期末手当を支給することとしております。第3条では、給料や報酬の設定にあたっては、職務の複雑、困難さなどに基つき、常勤職員や会計年度任用職員間の権衡を考慮して設定する旨規定しております。第4条では、フルタイムの給料表について、人事、給与は柏原市に準じておりますので、柏原市の一般職給料表の6等級を基準として定めております。また、第2項では、給料表のどの号給を適用するかは規則で定めるよう規定しております。第5条では、フルタイムの給料の支払い方法や期末手当を除く諸手当、1時間当たりの給与額などは常勤職員の規定を準用することを規定しております。

議案書の12ページをお開き願います。第6条ではフルタイムの期末手当について規定しており、5月31日及び11月30日を基準日として、任期が6月以上の者を対象者として支給することとしております。第2項では、前年度から引き続いて会計年度任用職員として任用された者については、前年度の任期を通算できる旨規定しております。第3項では、常勤職員と同様に、年合計で2.6月分を、基準日以前6か月以内の期間において期間率を乗じて支給することを定めております。第7条は、パートタイムの報酬について規定しており、基本報酬のほか、時間外勤務や休日、夜間勤務、特殊勤務に係る報酬を支給することとしております。第8条では、パートタイムの基本報酬について、第1項で、現行と同様、任期などの勤務の態様を考慮して、月額、日額及び時間額で定め、第2項から第5項までは、それぞれの計算方法を規定しております。

議案書の13ページをお開き願います。第9条では、パートタイムの報酬の支給方法は、月の1日から月末までを計算期間として、規則で定める日に支給することとしております。第10条では、パートタイムの時間外勤務や休日、夜間勤務及び特殊勤務に対する報酬は、常勤職員の例により支給することとしております。第11条では、月額、日額及び時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員のそれぞれの1時間当たりの報酬額の算出方法について規定しております。

議案書の14ページをお開き願います。第12条では、休日等以外で勤務しなかった場合、前条により算出した1時間当たりの報酬額を減額するよう規定しております。第13条は、パートタイムの期末手当の支給についてはフルタイムの規定を準用して、その場合の期末手当基礎額の算出方法について規定しております。また、勤務時間その他の勤務条件を考慮して規則で定める者は支給対象外としております。第14条はパートタイムの出張や通勤に係る費用弁償については、常勤職員の例により支給するよう規定しております。

議案書の15ページをお開き願います。第15条は、退職者には給与を支給

しないとしております。第16条は、この条例の施行については必要な事項は規則で定めるよう規定しております。なお、施行日は令和2年4月1日としております。以上で、議案第12号の説明を終わらせて頂きます。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（畑謙太郎君）

はい。説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

渡辺議員。

渡辺真千君

はい。この新しい制度なんですけれども、これは地公法の改定によるものですけど、今まで嘱託職員とかね色々な任用があったんですけれども、それを共通して定める事項が無かったということで、この制度が導入された訳なんですけれども、今回のこの導入でこれまでの嘱託職員の方の実際の給与とか任用について不利益になることがないのかをお聞きします。

議長（畑謙太郎君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

今現在、嘱託員さんということで来て頂いている方、これがこれを可決頂いて会計年度任用職員になった場合に、その有利、不利というのがあるのか、もしくはその不利益にならないかということでご質問頂いているという風に思っておりますが、これは不利益になることはないと考えております。単純に月の給与額だけを比較すれば一見下がるように見えるかも知れませんが、先程の説明にもありましたように地域手当や期末手当もございしますので、年間の所得額でトータルで不利益になるということはないという風に考えております。以

上でございます。

議長（畑謙太郎君）

渡辺議員。

渡辺真千君

はい。年間所得では不利益がないということですが、月例給というので、まあ地域手当とか含めてですね、月例給に関してはどうなのかということと任用ですね、任用は1年ごとの更新という風になっていきますけれど、まあ今回もそうですけれど、なかなかね嘱託員の方の受けて下さる方がね、とても少ないということなのでその点はとても問題だなと思うんですけれども、その点についてはどうなのかをお聞きします。

議長（畑謙太郎君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

トータルで不利益がないという風に申しあげましたけれども、繰り返しになりますけれども期末手当がございますのでね、例えばその期末手当分を割り戻して、例えば毎月にお支払いするとかにすれば、毎月同じような額もしくは以前より多くというようなことになるんでしょうけれども、やはりその所のトータルバランスというのもございますので、これはまあ期末手当、それと地域手当そういったものを手立てさせて頂くにあたりましては、トータルでやっぱり不利益のないようにという所を考えさせて頂いたとしても、月額で言えば多少やっぱり一見、先程も申しあげました通り一見下がったように見えるケースがあるかと思われれます。すいません以上です。

議長（畑謙太郎君）

はい。よろしいですか。

渡辺真千君

はい。

議長（畑謙太郎君）

他に質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

お諮り致します。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（畑謙太郎君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第12号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

続きまして日程第12、議案第13号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長兼総務課長。

事務局次長兼総務課長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程頂きました議案第13号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の18ページをお開き願います。議案第13号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。令和元年11月11日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、北川嗣雄。

議案書の19ページをお開き願います。議案第13号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。平成29年5月に公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による所要の改正を行うものでございます。法律の改正内容につきましては、先程の議案でご説明させて頂きましたので、省略させて頂きます。この条例による主な改正内容と致しましては、大きく3点ございます。

1点目としまして、特別職の非常勤職員の任用の厳格化に伴うもので、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を特別職の非常勤職員の規定であることが明確になるよう改正しております。

2点目としまして、会計年度任用職員制度の創設に伴いまして、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例をはじめとする関係条例の規定に会計年度任用職員に関する規定を追加しております。

3点目としまして、今回の改正に伴いまして、嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、この条例で規定していた職が、会計年度任用職員に移行し、報酬等を別の条例で定めることとなりますことから、廃止するものでございます。なお、施行日は令和2年4月1日としております。

以上で、議案第13号の説明を終わらせて頂きます。22ページから27ページに新旧対照表を添付してございます。ご参照の上、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（畑謙太郎君）

はい。説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

お諮り致します。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(畑謙太郎君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第13号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、原案どおり可決することに決しました。

監査委員選任の前に暫時休憩致します。

(休 憩)

議長(畑謙太郎君)

はい。それでは休憩前に引き続き会議を再開致します。

日程第13、議案第14号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。

八幡事務局長。

事務局長(八幡公一郎君)

はい。それでは説明に入らせて頂く前に恐れ入りますが、お手持ちの議案書の28ページ、氏名、生年月日、住所欄が空欄となっておりますので、お手数ですがご記入をお願いしたいと思います。まず氏名欄でございますが、田中秀昭議員、生年月日は昭和32年12月生まれでございます。ご住所ですが柏原市太平寺にお住まいでございます。

それでは改めましてご説明申し上げます。議案書28ページをお願い致しま

す。議案第14号監査委員の選任につき同意を求めることについて、監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。令和元年11月11日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、北川嗣雄。お名前は田中秀昭議員でございます。田中議員は当組合の廃棄物行政には多大な貢献を頂いておりまして、その上豊富な経験、財務管理、行政運営等に関し優れた識見をお持ちでございますので、監査委員としては適任であると考えております。生年月日は昭和32年12月、ご住所は柏原市太平寺でございます。どうぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（畑謙太郎君）

ただ今名前が挙がっております田中秀昭議員の除斥を求めます。

（除 斥）

議長（畑謙太郎君）

お諮り致します。

ただ今議題となっております、監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、これに同意することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（畑謙太郎君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第14号、監査委員の選任につきまして同意を求める件につきましては、これに同意することに決しました。

田中秀昭議員の除斥を解きます。

これにて議会に付議された案件の審議は全て終了致しました。これにて令和元年柏羽藤環境事業組合議会第2回定例会を閉会致します。どうもありがとうございました。

柏羽藤環境事業組合議会

議長 寺田悦久

新議長 畑謙太郎

会議録署名議員

14番 荳原由美子

15番 鶴田将良